



くらしレポート



不当な広告をなくすために県内の大学生が立ち上がりました!!

～埼玉県と県内大学が連携して初めて不当表示広告を調査～

食肉偽装や健康食品などの虚偽・誇大な不当表示が社会問題化しており、消費者の『表示』に対する信頼が揺らいでいます。また、不当表示等による若年層の消費者被害が問題となっています。

このため埼玉県では、不当表示に対する監視・指導の強化や学生への消費者教育をねらいとして、県内5つの大学と大学生協との協力により、広告の調査を実施しました。

今回の調査を通じて189件の調査票が提出され、そのうちの124件(72社)が不当表示のおそれがある広告でした。また、メールマガジンや携帯WEB、フリーペーパーなど、大学生ならではの広告媒体も提出されました。現在、県では景品表示法及び関連法に基づき、対象事業者に対して不当表示の是正を指導しています。

こんな広告が見つかりました!

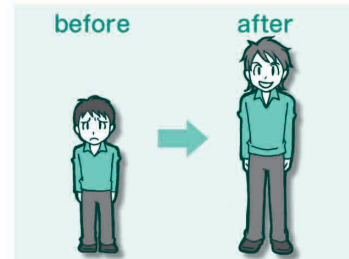
ダイエット食品

- 『運動なし』『食事制限なし』『ガマンなし』話題集中『寝て痩せる』ダイエット!! 全世界で100万人が体験と表示しているが、虚偽表示では?
- 一度痩せたらリバウンドしない! ロシアから国家機密漏洩、宇宙飛行士専用サプリと表示しているが、本当なの?



ダイエット商品

- 通常価格108,000円→19,800円と表示されているが、いつ見ても同じ表示…「19,800円」が通常価格なのではないか?
- むくんだデカ顔も〇〇を装着すればシャープな小顔に…と表示されているが、事実なのか?



エステティック

- モデルの顔がビフォー・アフターで別人になっている!?
- 1回で-12cm以上もサイズダウンと表示…事実なの?

伸長商品

- 驚くほど簡単にグングン伸びる!!…本当なの?
- 愛用者支持率No.1 と表示しているが、根拠はあるの?

「景品表示法」って、なに?

チラシ・パンフレット・新聞・テレビ・インターネット・店頭看板・商品のパッケージやラベル…そのなかには「価格が安い!」「品質が良い!」「効果あり!」「実績NO.1」「100%国産!」などの表示が、あふれています。そのような表示を見て、信じて、わたしたち消費者は買い物をしたり、サービスを申し込んだりします。

その表示のとおり、本当に「価格が安く」、本当に「品質が良く」、本当に「効果がある」ものであれば、わたしたち消費者も安心ですが…実際には、買わせるためにウソの表示・大げさな表示をしている広告もあるのです。

ウソ・大げさな表示によって消費者をだますような表示を禁じている法律が『景品表示法』です。



景品表示法や『うそつき表示・大げさな表示』についてのご相談は…

公正取引委員会 事務総局 取引部 消費者取引課 tel 03-3581-5471
 埼玉県 総務部 県民・消費生活課 tel 048-830-2935
 (社)日本広告審査機構【JARO】苦情・問い合わせ受付窓口 tel 03-3541-2811

今回の不当広告調査については、県民・消費生活課へお問い合わせください

県内大学との連携による不当広告調査について

調査協力大学・大学生協（5大学）

埼玉大学（埼玉大学生協） 大東文化大学（大東文化学園生協） 淑徳大学（淑徳大学みずほ台生協） 十文字女子大学（十文字学園生協） 埼玉県立大学（調査協力学生72人）

調査媒体

- ① インターネット販売における広告(主に県内に所在を有する法人及び個人)
- ② 新聞紙上の掲載広告(朝日、埼玉、産経、東京、日経、毎日、読売等)
- ③ 新聞折り込みチラシ(調査大学生の自宅のチラシ)
- ④ 雑誌(週刊誌、ファッション誌、情報紙等)
- ⑤ その他(普段活用している情報ツール)



調査方法

県内5大学の学生が、調査媒体の表示について「不当表示ではないか」と考えられる事例を調査し、その結果を県に報告する。

- 1次調査(平成19年10月) 広告媒体ごとの不当表示事案の収集
- 2次調査(平成19年11月) 不当表示事案の追跡調査及び関連事案の洗い出し

不当広告調査の結果

調査結果概要

	調査員の数	報告件数(A)	違反の疑いがある事案(B)	違反被擬率(B)/(A)
合計	72	189	124	66%

広告媒体	報告件数(A)	違反の疑いがある事案(B)	違反被擬率(B)/(A)
雑誌	61	55	90%
折込みチラシ	53	25	47%
新聞	11	4	36%
インターネット	48	25	52%
携帯電話サイト	4	3	75%
通販カタログ	2	2	100%
フリーペーパー	1	1	100%
メールマガジン	9	9	100%
合計	189	124	66%

※件数：販売事業者（表示主体者）の広告物ごと

調査を終えて…大学生たちに感想をききました

今まで雑誌の後ろの方の怪しい広告を意識して見たことがありませんでしたが、今回の調査を機に意識して広告を見るようになりました。不当広告はないのではと思っていたけど、調査するとたくさん出てきて、世の中にはこんなにウソ・偽りのものが出回っていることに驚きました。広告をすぐに信用せずに客観視することも大切だと感じました。このような調査に協力・貢献することができて、大変光栄に感じています。調査は楽しかったです。

今回、調査を行ってみて、不当広告の数は思っていたよりもすごく多くありました。また、大丈夫だろうと思っていた有名な会社、商品にまで不当な部分があり、ショックでした…この調査を通して、意識しながら広告を見るようになり、家族にも伝えられるようになりました。すごく自分にプラスになり、ものの見方が変わりました。現在では、インターネットやテレビなど情報が溢れている環境となっており、すぐに物が買え、危険な面が多くなってきました。なので、私達買う側はそんな「不当を見分けられる目」を身につけなくてはなりません。そんな意識を高めるために、もっと呼びかけや注意を行っていくべきだと感じました。今回、この調査ができて本当に良かったと思います。

消費生活相談窓口

- 【県の窓口】受付時間：9:30～12:00／13:00～16:00（土・日・祝日・年末年始は除く）
- 消費生活支援センター ☎048-261-0999
 - 消費生活支援センター川越 ☎049-247-0888
 - 消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999
 - 消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999
- 【市町村の窓口】すべての市と一部の町に設置されています。